

論 点 メ モ (1)

項 目	論 点	備 考
1. 取引所の相互乗入れのための枠組みの整備について	<p>1. これまでの審議等</p> <p>【第一部会報告(19年12月18日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年12月の第一部会報告において、取引所の相互乗入れに関し、概要以下の内容がとりまとめられた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 諸外国の状況を踏まえると、我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図っていくためには、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券からコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を早急に行なっていく必要。 ➢ 制度整備に当たっては、金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、コモディティ・デリバティブ取引は商品取引所法の下で規制するという、両法制の枠組みの下で、資本提携等を通じた相互参入等を可能としていくことが喫緊の課題。 ➢ コモディティ・デリバティブ市場について、 <ul style="list-style-type: none"> ①金融商品取引所の子会社等による開設 ②金融商品取引所本体による開設を認めることが適当。 <p>【市場強化プラン(19年12月21日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該報告を受け、金融庁が策定した昨年12月の「市場強化プ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一部会報告の抜粋【資料2 p1】 ● 相互乗入れのイメージ【資料2 p3】

ラン」では、「取引所の相互乗入れのための枠組みの整備」に関し、以下の事項が盛り込まれたところ。

『金融商品及び金融取引は金融商品取引法の規制対象とし、商品デリバティブ取引は商品取引所法の規制対象とするという、両法制の枠組みの下で、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能とするための所要の制度整備について、平成 20 年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る。』

【各取引所における取組み】

- ETFの多様化の動き等を背景に、本年に入ってから、金融商品取引所と商品取引所との間において、金融商品市場と商品市場の双方の市場における一層の発展に寄与し、市場参加者にとって利便性の高い市場の構築に資することを目的として、相互協力協定(MOU)を締結する動きが拡大している。

2. 制度整備にあたっての基本的考え方

- 今後、政府部内において、相互乗入れを可能とするための制度整備について具体案をすみやかに策定していくことが求められるが、その際には、以下の点に留意する必要があるのではないか。

①柔軟な参入形態を可能に

取引所又はそのグループによる相互乗入れを可能とするにあたっては、適切なガバナンスを確保しつつ、効率的かつ効果的な市場運営を可能とする観点から、その経営形態を柔軟に

- 市場強化プランの抜粋【資料2 p4】

- 〔参考資料〕各取引所によるMOUの締結状況【資料2 p5】

選択できるよう制度整備を行っていくことが適当ではないか。

具体的には、同一の取引所において金融商品市場と商品市場の両市場を開設することを可能とすることに加え、親子会社の形態や、持株会社を通じた兄弟会社の形態によるものを可能とすることが適当である。

また、金融商品取引所又はそのグループが商品市場を開設する場合には、例えば、自主規制法人や金融商品取引清算機関など、金融商品取引法に基づく既存の枠組みを活用できるようにすることを検討すべきではないか。

②取引所等に対する監督の重複排除、規制のスリム化

取引所又はそのグループが相互乗入れを行う場合、行政においては、金融商品市場の健全性・適切性を確保する観点と、商品市場の健全性・適切性を確保する観点の両面から、必要な監督を適切に行っていく必要がある。

しかしながら、同一の取引所又はそのグループが、複数の行政当局から、現行法に規定される許認可等の監督をそのまま重複して受けることとすれば、取引所等にとって過度な負担となるのではないか。

このため、各法の立法趣旨を実質的に確保し得る範囲において、行政当局内での密接な連携を図ること等により、機能別監督を適切に実施しつつ、取引所等に対する監督の重複を極力排除すべきではないか。

③金融当局と商品当局との連携強化

取引所の相互乗入れによって、金融商品市場と商品市場がより一層近接したものとなり、両市場において裁定取引が進展

	<p>するなど、両市場の流動性が拡大していくことが考えられる。 このような相乗効果をもたらし得ることを踏まえ、取引所の相互乗入れを可能とすることと同時に、両市場をまたがる不公正な取引が行われることによって投資者保護に欠ける事態が生じることのないよう、両市場の監督当局による密接な連携を図っていく必要があるのではないか。</p> <p>3. その他、制度整備にあたって踏まえらるべき事項等はあるか。</p>	
--	--	--